

○久喜市移動支援事業実施要綱

平成22年3月23日

告示第94号

改正 平成25年4月5日告示第162号

平成26年3月28日告示第187号

平成26年6月24日告示第322号

平成28年3月31日告示第143号

令和3年3月12日告示第127号

令和4年3月4日告示第76号

(目的)

第1条 この告示は、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児の外出の支援を行う久喜市移動支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、地域での自立生活及び社会参加を促進することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する移動支援事業として、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成18年8月1日障発第0801002号）に基づき実施するものとし、その実施主体は久喜市とする。

2 市長は、前条の目的を達成するため、次条に規定する事業に係るサービス（以下「サービス」という。）を提供する事業者に対し、事業に要する経費の一部を補助するものとする。

(サービスの内容)

第3条 サービスの内容は、別表第1のとおりとし、同日内で用務を終えるものに限るものとする。ただし、次に掲げる移動は事業の対象としない。

(1) 通学、通所等のための移動で長期に継続するもの

- (2) 病院への通院介助等（法第6条に規定する自立支援給付による身体介護、乗降介助（介護保険制度を含む。）等を利用できない場合を除く。）による移動
- (3) 第6条各号に規定する者が自ら運転する介護輸送（無償・有償は問わない）
- (4) ギャンブル、飲酒等を目的とした移動
- (5) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とする団体活動に伴う移動
- (6) 保護者等による育児、養育等が適当と認められる障がい児の移動
- (7) 通年かつ長期に継続する移動
- (8) その他社会通念上事業を利用することが適当でないもの

2 前項の規定にかかわらず、法第5条第1項の障害福祉サービス又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項の訪問介護を利用できるときは、これらを優先して利用するものとする。

（事業者）

第4条 サービスを提供することができる事業者は、次の各号のいずれかに該当するもので、次条第2項の規定による登録を受けたものとする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所で居宅介護を行う事業者
- (3) 久喜市障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成22年久喜市告示第104号）第3条第3項に規定する障害児（者）生活サポート事業登録団体認定書の交付を受けた団体

（事業者登録）

第5条 サービスを提供する事業者として登録を希望する事業者は、移動支援事業事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、移動支

援事業事業者登録決定・却下通知書（様式第2号）により前項の申請をした事業者に通知するものとする。この場合において、登録の決定をしたときは、当該決定をした事業者をサービスを提供する事業者として登録するものとする。

（サービス提供者）

第6条 前条第2項の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、サービスの提供に当たっては、次の各号のいずれかに該当する者（以下「サービス提供者」という。）を派遣しなければならない。

- （1） 介護福祉士
- （2） 介護職員基礎研修の修了者
- （3） 居宅介護従業者養成研修1級、2級又は3級課程の修了者
- （4） 訪問介護員養成研修1級、2級又は3級課程の修了者
- （5） 行動援護従業者養成研修の修了者
- （6） 知的障がい者外出介護従業者養成研修課程の修了者
- （7） 重度訪問介護従業者養成研修の修了者
- （8） 視覚障がい者外出介護従業者養成研修課程の修了者
- （9） 全身性障がい者外出介護従業者養成研修課程の修了者

（登録事業者の届出義務）

第7条 登録事業者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたとき又はサービスの提供を休止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに移動支援事業者登録変更・休止・廃止届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（対象者）

第8条 サービスを利用できる者は、市内に住所を有する者又は市から介護給付若しくは訓練等給付を受けて市の区域外に設置されている障害者支援施設等に入所している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規

定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障がい者（児）、全身性障がい者（児）及びこれに準ずるもの

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年7月23日埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害があると判定された者

(4) 医師により発達に障がいがあると診断された者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(利用手続)

第9条 サービスを利用しようとする者又はその保護者は、移動支援事業利用登録申請書（様式第4号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに登録の可否及び利用量を決定し、移動支援事業利用登録決定・却下通知書（様式第5号。以下「決定通知書」という。）により前項の申請をした者に通知するものとする。この場合において、登録の決定をしたときは、当該決定をした者をサービスを利用できる者として登録するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期限は、登録をした日の属する年度の末日とする。

4 第2項の規定により登録された者（以下「利用者」という。）がサービスを利用しようとするときは、利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、決定通知書を登録事業者に提示し、直接依頼するものとする。

(利用時間数)

第10条 サービスの利用時間は、月15時間以内とする。ただし、市長が適当と認めるときは、月15時間を超えて利用することができる。

(利用者等の届出義務)

第11条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、移動支援事業利用登録変更・中止届(様式第6号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用者の心身の状況に利用内容を変更する変化が生じたとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

2 決定通知書の交付を受けた者は、決定通知書を毀損し、又は紛失したときは、移動支援事業利用登録決定通知書再交付申請書(様式第7号)を市長に提出し、決定通知書の再交付を受けるものとする。

(利用の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第2項の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、第8条に規定するサービスを利用できる者でないことが判明したとき。
- (2) 第9条第1項の申請をした者が、不正又は虚偽の申請により決定通知書の交付を受けたとき。
- (3) その他市長がサービスの利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、移動支援事業利用登録決定取消通知書(様式第8号)により、決定通知書の交付を受けた者に通知するものとする。

(登録事業者補助額及び利用者等負担額)

第13条 利用者等がサービスを利用したときに負担する額(以下「利用者負担額」という。)は、別表第2に掲げる額の100分の10とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者負担額が別表第3に定める利用者負担上限月額を超えるときの利用者負担額は、その上限額とする。ただし、市民税非課税世帯又は市民税課税世帯であって所得割16万円（障がい児にあっては28万円）未満である世帯に属する者で、次に該当するものの負担上限月額は、当該負担上限月額に4分の1を乗じて得た額とする。

(1) 預貯金等の額が500万円（家族同居の場合にあっては1,000万円）以下である者

(2) 親族等が現に居住する不動産その他一定の不動産以外の固定資産を所有していない者

3 市長は、登録事業者に対して、別表第2に掲げる額から前2項に規定する利用者負担額を控除した額を補助するものとする。

(登録事業者の遵守事項)

第14条 登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこと。

(2) 従業者の資質向上のための研修の機会を確保すること。

(3) サービス提供時に事故が発生したときは、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡をするとともに、必要な措置を講ずること。

(4) 利用者等に対し、提供するサービスの内容、利用料金、サービス提供者の有する資格及び経理状況を明示すること。

(5) 個人情報の保護に十分配慮し、業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(6) 利用者への虐待防止のために必要な措置を講ずること。

(7) 従業者、会計及び利用者へのサービス提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した年度の翌年度から5年間保管すること。

(利用者等の遵守事項)

第15条 利用者等は、決定通知書を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市移動支援事業実施要綱(平成18年久喜市告示第313号)又は鷲宮町障がい者移動支援事業実施要綱(平成18年鷲宮町告示第62号)の規定によりなされた登録、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年4月5日告示第162号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日告示第187号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月24日告示第322号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第143号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の久喜市心身障がい児通園施設利用者負担額助成要綱様式第2号、久喜市子どものショートステイ事業実施要綱様式第2号(裏)、久喜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱様式第3号(裏)及び様式第6号

(裏)、久喜市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱様式第4号(裏)及び様式第8号(裏)、久喜市高齢者日常生活用具購入費助成事業実施要綱様式第3号(裏)及び様式第6号(裏)、久喜市家族介護用品支給事業実施要綱様式第6号(裏)、久喜市補装具費の代理受領に関する要綱様式第2号(裏)、久喜市日中一時支援事業実施要綱様式第2号(裏)、様式第5号(裏)及び様式第8号(裏)、久喜市移動支援事業実施要綱様式第2号(裏)、様式第5号(裏)及び様式第8号(裏)、久喜市地域活動支援センター事業実施要綱様式第2号及び様式第6号、久喜市地域生活支援事業補助金交付要綱様式第2号(裏)、久喜市訪問入浴サービス事業実施要綱様式第2号(裏)、久喜市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱様式第2号(裏)及び様式第7号(裏)、久喜市障がい者就職支度金支給要綱様式第3号、久喜市紙おむつ給付事業実施要綱様式第5号(裏)、久喜市介護サービス利用者負担助成要綱様式第3号及び様式第4号、久喜市訪問介護利用者負担額軽減要綱様式第2号、久喜市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱様式第7号、様式第9号及び様式第10号、久喜市住民基本台帳実態調査に係る事務取扱要綱様式第6号、久喜市被災者住宅再建支援金交付要綱様式第4号、様式第8号及び様式第9号、久喜市養育支援訪問事業実施要綱様式第4号及び様式第9号、久喜市多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費支給要綱様式第3号並びに久喜市児童手当事務「住民用」取扱要綱様式第4号(裏)、様式第6号(裏)、様式第7号(裏)、様式第8号(裏)、様式第9号(裏)、様式第10号(裏)、様式第13号(裏)、様式第14号(裏)、様式第15号(裏)、様式第16号(裏)及び様式第21号は、この告示の施行の日以後にされる処分について適用し、同日前にされた処分については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月12日告示第127号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月4日告示第76号)



この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

内容
<p>1 移動支援の対象とするもの</p> <p>(1) 社会生活上必要不可欠な行為のための移動</p> <p>ア 権利・義務に関する相談・手続のための移動</p> <p>イ 学校行事への参加、PTA活動のための移動</p> <p>ウ 家計の維持、財産の保全に係る手続のための移動</p> <p>エ 外食、日常生活に必要な買い物のための移動</p> <p>オ 理容、美容、着付けのための移動</p> <p>カ 住居の取得・賃貸借・維持管理の契約・相談のための移動</p> <p>キ 冠婚葬祭、初詣、墓参り等社会的習慣のための移動</p> <p>ク 官公庁や金融機関での手続のための移動</p> <p>ケ 公的行事への参加のための移動</p> <p>コ その他前各号に準ずる移動と市長が認める移動</p> <p>(2) 社会参加促進のための移動</p> <p>ア 各種行事・研修会のための移動</p> <p>イ 余暇・スポーツ・文化活動への参加のための移動</p> <p>ウ ボランティア活動のための移動</p> <p>エ レクリエーション・旅行・スポーツ観戦・映画鑑賞・観劇等のための移動</p> <p>オ 通学・通所のための移動で緊急かつ一時的なもの</p> <p>カ その他前各号に準ずる移動と市長が認める移動</p> <p>2 移動支援に付随して行う支援</p> <p>(1) 情報伝達の支援</p>

ア 視覚障がい児・者に対する墨字の読取り・代筆

イ 全身性障がい児・者に対するメモ・聞き取り・伝言

ウ 知的障がい児・者に対する行き先の指示・案内

(2) 代行による支援

金銭の授受及び権利義務に関する行為の代行（法令等により代行ができないものを除く。）この場合は、第三者の立会いの上で行い、本人の確認を受けなければならない。

(3) 身体介護

移動介護中において発生する食事・着脱衣・排泄などの身体介護

(4) 利用者が行う活動への支援

講演会、スポーツ観戦や映画鑑賞など移動先での介助（資格・習熟・準備を要する活動、危険を伴う活動を除く。）

別表第2（第13条関係）

サービスの提供に要する経費

利用時間（時間）	身体介護を伴う場合（単位）	身体介護を伴わない場合（単位）
～0.5	230	80
～1.0	400	150
～1.5	580	225
～2.0	655	以後30分毎に70単位加算
～2.5	730	
～3.0	805	
～3.5	以後30分毎に70単位加算	

備考

- 1 サービスの提供に要する経費は、利用時間に応じ、それぞれ単位数に1

0円を乗じて得た額とする。

2 日中時間帯以外については、1により算出した額に、それぞれ次の額を加算する。

(1) 午前6時から午前8時まで 1により算出した額の25%に相当する額

(2) 午後6時から午後10時まで 1により算出した額の25%に相当する額

(3) 午後10時から午前6時まで 1により算出した額の50%に相当する額

別表第3（第13条関係）

区分	利用者負担上限月額
生活保護世帯	0円
低所得1	15,000円
低所得2	24,600円
一般世帯	37,200円

備考

- 1 生活保護世帯とは、生活保護費受給世帯をいう。
- 2 低所得1とは、市町村民税非課税世帯であって障害者又は保護者の収入が80万円以下である者をいう。
- 3 低所得2とは、市町村民税非課税世帯であるもののうち、低所得1に該当しない者をいう。
- 4 一般世帯とは、市町村民税課税世帯をいう。
- 5 市町村民税課税世帯のうち最多納税者の市町村民税（所得割）が46万円以上の世帯は支給対象外とする。

様式第1号(第5条関係)

移動支援事業事業者登録申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地  
申請者 団体名  
代表者名

次のとおり、移動支援事業の事業者登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ			
事業者名			
フリガナ			
事業者所在地	(〒 — )		
連絡先	電話番号		FAX番号
職員の配置状況	フリガナ		
	事業者責任者氏名		
	職員数	人(常勤	人・非常勤
	資格取得者数(資格ごとに記載)		
同一事業所で実施している他の事業等			
主たる対象者	制限なし・身体障がい者・知的障がい者・障害がい児・精神障がい者		

(添付書類)

- 1 指定障害福祉サービス事業者又は基準該当事業所で居宅介護を行う事業者を証する書類
- 2 事業者の事業運営状況の分かる書類(定款・事業計画書・決算書等)
- 3 従業者名簿及び従業者の有する資格等を証する書類

様式第2号(第5条関係)

(表)

移動支援事業事業者登録決定・却下通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった、移動支援事業事業者登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

登 録 番 号	第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
事 業 者	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 名	
却 下 の 理 由		
備 考		

教示

裏面のとおり

(裏)  
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第7条関係)

移動支援事業者登録変更・休止・廃止届

年 月 日

久喜市長 あて

所在地  
届出者 事業者名  
代表者名

移動支援事業の事業者登録に係る変更・休止・廃止を次のとおり届け出ます。

登録番号	第	号
変更・休止・廃止の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		

(添付書類)

従業員が新たに追加となった場合は、当該従業員の名簿及びその有する資格証等の写しを添付してください。

様式第4号(第9条関係)

(表)  
移動支援事業利用登録申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所  
申請者  
氏 名

次のとおり移動支援事業の利用登録を受けたいので申請します。

対 象 者	フリガナ	-----	生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	電話番号 ( )		
	個人番号			
	本年1月1日の住所			住所地と異なる自治体で住民税が課税されている場合は、その市区町村を記入してください。
昨年1月1日の住所				

身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神保健福祉 手帳番号	
更生相談所、児童相談所等の 判 定 ・ 診 断 の 有 無		有 ・ 無 (判定機関名 ) (判定年月日 年 月 日)			

他 の サ ー ビ ス 利 用 の 状 況	障害福祉 サービス	障害支援 区 分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期 間	
	利用中のサービスの種類、内容等					
	介護保険	要 介 護 認 定	有・無	要 介 護 度	要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5	
	利用中のサービスの種類、内容等					
申 請 す る 支 援 の 種 類 ・ 内 容	種 別	身体介護有り	月	時間	身体介護なし	月 時間
	内 容					



(裏)

## 同意書

申請に係る対象者の障害者関係情報及び対象者と同一の世帯に属する者の個人住民税賦課徴収情報の照会について、久喜市に権限を付与することに同意します。

年 月 日

(対象者)

住所

氏名

(保護者又は後見人)

住所

氏名

対象者との続柄

様式第5号(第9条関係)

(表)  
移動支援事業利用登録決定・却下通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長 印

年 月 日付けで申請のあった、移動支援事業利用登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

登録番号	第 号	有効期限	年 月 日まで
対象者	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ( )	

決定内容	身体介護有り	月 時間	身体介護なし	月 時間
	利用者負担上限月額		円/月	

注 意 事 項	1 移動支援事業を利用する際は、この通知書を登録事業所に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、久喜市長にその旨届け出てください。
---------	---

2 却下

却 下 理 由	
---------	--

教示

裏面のとおり

(裏)  
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第11条関係)

移動支援事業利用登録変更・中止届

年 月 日

久喜市長 あて

住 所  
届出者  
氏 名

移動支援事業の利用登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

対象者	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ( )	

身体障害者 手帳番号	療育手帳 番 号	精神保健福 祉手帳番号
更生相談所、児童相談所等の 判 定 ・ 診 断 の 有 無	有 ・ 無 (判定機関名 ) (判定年月日 年 月 日)	

変更事項	変 更 前	変 更 後
氏 名 等		
居 住 地		
そ の 他		
備 考		

様式第7号(第11条関係)

移動支援事業利用登録決定通知書再交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所  
申請者  
氏 名

移動支援事業利用決定通知書の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

登 録 番 号	第 号		
対 象 者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名		
	住 所	電話番号 ( )	

再 交 付 の 理 由	
-------------	--

様式第8号(第12条関係)

(表)  
移動支援事業利用登録決定取消通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長 

年 月 日付け 第 号で決定した移動支援事業利用登録について、  
次のとおり取り消したので通知します。

登録番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
対象者	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 ( )	
決定内容	身体介護有り	月 時間	身体介護なし 月 時間

取消理由	
------	--

教示

裏面のとおり

(裏)  
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第12条関係)